東北公益文科大学における
「ガバナンス・コード」遵守状況　（令和 7 年 9 月 16 日）

## １．「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

| 基本原則 | 基本原則の遵守状況 | 遵守原則 | 遵守原則の遵守状況 |
|---|---|---|---|
| １．自律性の確保 | 「遵守」 | １－１ | 「遵守」 |
| ２．公共性の確保 | 「遵守」 | ２－１ | 「遵守」 |
| | | ２－２ | 「遵守」 |
| ３．信頼性・透明性の確保 | 「遵守」 | ３－１ | 「遵守」 |
| | | ３－２ | 「遵守」 |
| | | ３－３ | 「遵守」 |
| ４．継続性の確保 | 「遵守」 | ４－１ | 「遵守」 |
| | | ４－２ | 「遵守」 |

## ２．実施項目対応一覧

| 基本原則 | | 実施項目１－１ | 対応状況 |
|---|---|---|---|
| １．自律性の確保 | ① | 中長期計画の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。 | 〈○〉現中期計画策定方針に明記し、策定にあたった。 |
| | ② | 中長期計画の策定に際し、直前の中長期計画及び他の計画との関連性を明らかにする。 | 〈○〉現中期計画の策定にあたり、前期中期計画の状況を踏まえ対応した。 |
| | ③ | 中長期計画に教学、人事、施設及び財務等に関する項目を盛り込む。 | 〈○〉現中期計画に盛り込まれている。 |
| | ④ | 中長期計画において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。 | 〈○〉現中期計画の組織運営体制に盛り込まれている。 |
| | ⑤ | 中長期計画の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。 | 〈○〉現中期計画の策定にあたり、各項目の課題の整理(SWOT 分析等)を通じて潜在的リスクの確認を行った。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ⑥ | 中長期計画の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。 | 〈〇〉現行中期計画の後半期に向け、収支計画の推移を確認している。 |
| | ⑦ | 中長期計画において、実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確にする。 | 〈〇〉中期計画に則した単年度事業計画を策定することで対応している。 |
| | ⑧ | 中長期計画に係る策定管理者（政策管理者）と執行管理者を明確にする。 | 〈〇〉本学の業務を総理する理事長と学長はじめ各理事の役割は明確である。 |
| | ⑨ | 中長期計画の最終決定は、十分な説明、資料に基づき、会議体等の合議により行う。 | 〈〇〉理事会、評議員会で、複数回の協議を踏まえた後、議決している。 |
| | ⑩ | 中長期計画において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中長期計画進捗管理を行う。 | 〈〇〉教学中期計画及び収支計画ともに、達成目標を設定し、エビデンスに基づき進捗管理している。 |
| | ⑪ | 中長期計画の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。 | 〈〇〉教学中期計画の進捗状況の周知徹底及び経営に係るＳＤの実施等により十分に説明している。 |
| | ⑫ | 外部環境の変化等により、中長期計画の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。 | 〈〇〉前期中期計画の変更においても、現行の理事会、評議員会の体制で速やかに対応している。 |
| | ⑬ | 中長期計画の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。 | 〈〇〉中期計画を踏まえた単年度事業計画の実施状況を、事業報告書にまとめ、全て公表している。 |

| 基本原則 | 実施項目２－１ | | 対応状況 |
|---|---|---|---|
| ２．<br>公共性の確保 | ① | 学校法人及び当該学校法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、学校法人及び大学、学部・学科、研究科等の毎会計年度ごとの事業計画（以下「事業計画」という）、達成目標や具体的な行動計画を明確にする。 | 〈〇〉ミッション、ビジョンを踏まえた中期計画に基づいた単年度事業計画を策定し、具体的な行動計画を明確にしている。 |